

**令和2年度 沼津市まちなか居住等住宅施策の実施検討業務委託
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、「令和2年度 沼津市まちなか居住等住宅施策の実施検討業務委託」(以下「本業務」という。)の契約候補者をプロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度 沼津市まちなか居住等住宅施策の実施検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和2年度 沼津市まちなか居住等住宅施策の実施検討業務委託 公募仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 委託料上限額

4,521,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 担当部署(提出先)

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 住宅政策係

担 当：飯田、筑城(つゆき)

住 所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所5階

電 話：055-934-4767(直通)

メール：mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

(1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成4年7月1日施行)の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 過去 10 年以内に、仕様書に示す施策検討や活用実績又はそれに準ずる業務実績があること。

4 スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	令和 2 年 6 月 4 日（木）
質問の受付	令和 2 年 6 月 8 日（月）から 令和 2 年 6 月 10 日（水）午後 5 時まで
質問の回答	令和 2 年 6 月 11 日（木）まで（随時）
参加申込書及び企画提案書等の提出	令和 2 年 6 月 12 日（金）から 令和 2 年 6 月 30 日（火）午後 5 時まで
参加承認の通知	令和 2 年 7 月 1 日（水）まで
選定委員会	令和 2 年 7 月 9 日（木）予定
選定結果の通知	令和 2 年 7 月 10 日（金）まで
契約締結	令和 2 年 7 月下旬

※公表方法は、沼津市ホームページへの掲載とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問期間

令和 2 年 6 月 8 日（月）から令和 2 年 6 月 10 日（水）午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書（様式 1）に質問内容等を記載し、電子メールにより担当部署へ提出すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

全ての質問に対する回答は、令和 2 年 6 月 11 日（木）までに沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 2 年 6 月 12 日（金）から令和 2 年 6 月 30 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

下記(3)の提出書類を用意し、持参または郵送により担当部署へ提出すること。持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（休日を除く。）の間に提出すること。なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 会社概要（様式自由、パンフレット等でも可）
- ③ 暴力団又は暴力団員でないこと等に関する表明・確約書（様式3）
- ④ 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- ⑤ 納税証明書（申込日より3か月以内に発行されたもので、課税があるもののみ。）
 - ア) 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - イ) 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ウ) 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している者は「その3」又は「その3の3」
 - ・個人事業主は「その3」又は「その3の2」
- ⑥ 見積書（様式自由）
- ⑦ 同種業務実績表（様式4）
- ⑧ 実施体制調書（様式5）
- ⑨ 企画提案書（様式自由）
- ⑩ 想定工程表（様式自由）

※沼津市入札参加資格者名簿に登録されている者は、③④⑤の書類は不要。

(4) 提出部数

- ①～⑥ 各1部
- ⑦～⑩ 各10部(⑦～⑩をまとめてファイルに綴じ、インデックスを付けること)

(5) 留意事項

- ① 上記⑦～⑩の書類について、提案者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。
- ② 様式自由の書類について、A4サイズで作成することを基本とし、これを超えるサイズを使用したい場合は、必ずA4サイズに折り込むこと。
- ③ 企画提案書について、表紙・目次・裏表紙を除き10ページ以内とすること。また、図や表などを使用し、読み手にとって見やすく、分かりやすい表現とすることに努めること。
- ④ 本業務の目的を達成するため、本市の要求事項だけにとらわれず、参加者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- ⑤ 見積書について、仕様書の項目別の金額が分かるよう内訳書を添付すること。

7 参加承認の通知

提出書類の確認後、本プロポーザルへの参加の承認について、令和2年7月1日（水）までに電子メールにて通知する。なお、参加を否認された者は、市にその理由の説明を求めることができる。

8 選定

(1) 選定方法

提出書類の内容をもとに、市が設置する契約候補者選定委員会において評価し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の6割を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が高い者から順に協議を行う。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

(3) 選定結果の通知

全参加者に対し、令和2年7月10日（金）までに電子メールにて通知するとともに、契約候補者と選定された者を沼津市ホームページに掲載する。なお、各参加者の結果については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

9 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合。

10 契約締結

契約候補者を選定後、提案された内容をもとに仕様に関する具体的な協議を行う。これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。この協議成立後、沼津市契約規則により契約の締結を行い、沼津市ホームページで公表する。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の修正や変更は、市が承諾しない限りは一切認めない。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出書類の知的財産権は、受託者の提出書類を除き、各提出者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの報告等で必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本プロポーザルで提出された書類は公表しないが、情報公開請求があった場合、沼津市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

12 関連資料

本業務に関連する既往計画等については、市ホームページを閲覧すること。

(1) 第2次沼津市都市計画マスタープラン

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshimas/index.htm>

(2) 沼津市立地適正化計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/ricchitekiseika/index.htm>

(3) 沼津市中心市街地まちづくり計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machidukuri/index.htm>

(4) 沼津市まちなか居住促進計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machinaka/index.htm>

(5) 沼津市中心市街地まちづくり戦略

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machisenryaku/index.htm>

(6) 沼津市空家等対策計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/akiyataisaku/index.htm>

(7) 沼津市リノベーションまちづくり

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/renovation/index.htm>

(8) 沼津市の住宅に関する補助制度一覧

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sumai/hojyoseido/index.htm>

評価項目

評価項目		判断基準	配点	
業務遂行体制	同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す施策検討や活用実績又はそれに準ずる業務実績があるか。 ・これまでの経験から提案者にしかない独自の強みを持っているか。 	20	40
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・経験豊富な担当者が配置されているなど、本業務がスムーズに遂行できる体制が整っているか。 	20	
企画提案力	理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的や本市の現況を的確に理解した提案となっているか。 ・目的を達成するためのプロセスが論理的に整理された提案となっているか。 	30	60
	独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に創意工夫が見られ、本業務において有効な提案となっているか。 	20	
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を履行期限内に確実に遂行できるような適切なスケジュールとなっているか。 	10	
合 計			100	